

令和2年6月26日
白河市教育委員会
6月定例会会議録

令和2年6月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和2年6月26日(金)
開 会 午後2時55分
閉 会 午後4時33分

場 所 表郷公民館 第1研修室

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課所報告

議 事

- 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第4号 白河第二中学校建設事業建築工事請負契約について)
- 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第5号 白河第二中学校建設事業電気設備工事請負契約について)
- 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第6号 白河第二中学校建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約について)
- 議案第36号 白河市障害児就学指導審議会委員の任命について
- 議案第37号 白河市いじめ対策連携協力会議委員の委嘱について
- 議案第38号 市民プールの休業日の変更について
- 議案第39号 白河市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第40号 白河市図書館協議会委員の任命について

【追加議案】

- 議案第41号 白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司 1番委員 金子 英昭 2番委員 北條 睦子
3番委員 沼田 鮎美 4番委員 瀧澤 学

○ 出席説明員

理事兼教育次長	水野谷 茂	教育総務課長	田崎 修二
学校教育課長	加藤 正行	生涯学習スポーツ課長	遠藤 英喜
中央公民館長	根本 純子	図書館長	田中 伸哉
健康給食推進室長	小針 博之		
学校教育課主幹兼課長補佐兼指導係長	稲川 竜寿		
学校教育課指導主事	亀田 征利	学校教育課指導主事	鈴木 純子

○ 書記

教育総務課課長補佐兼総務係長 高久 忠雄 教育総務課副主査 佐々木 奈緒美

○ 傍聴人 なし

【午後 2 時 55 分開会】

○教育長

これより令和 2 年白河市教育委員会 6 月定例会を開会いたします。それでは、ただちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会期の決定

○教育長

これより日程に入ります。日程第 2、会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第 4 条の規定により本日 1 日間といたします。

日程第 3 書記の指名

○教育長

次に日程第 3、書記の指名を行います。書記には教育長において、高久教育総務課課長補佐、佐々木教育総務課副主査を指名します。

日程第 4 教育長報告

○教育長

次に、日程第 4、教育長報告に入ります。私から、5 点報告申し上げます。

1 点目です。新型コロナウイルス感染症に伴う夏休みの短縮について、委員の皆様方にご了解をいただいたところですが、子どもたちの学びを保障する観点から、臨時休業で削減された 14 日間の授業を補うために、通常の間夏休み期間中に 8 日間の授業を行うことにしました。残りの 6 日分は中止となったり、今後短縮されたりする学校行事等の時間を充てることや、1 日あたりの授業時間数を増やすことで確保してまいります。今まで以上に学習内容を精選し、子どもたちの実態に応じたわかりやすい授業を実践するよう各学校を指導してまいります。

2 点目です。学校再開後、子どもや保護者の不安について学校が把握していることを調べたところ、保護者からは、メディアに触れる時間の増加、学習の遅れ、生活の乱れ、運動不足、体力の低下、登校することによる感染の心配、部活動の大会中止、修学旅行等予定されている行事の中止や延期、中学 3 年生の心理的ダメージ、感染者がでたときのその人への差別、などがありました。学校が再開して安心した、子どもが「友だちに会えてうれしいと言っている」などの意見もありました。

子どもからは、感染するのではないか、また休校になるかもしれない、遅れた学習が取り戻せるか、高校入試が心配、文化祭、体育祭、修学旅行がなくなってしまう、いつまでこの状況が続くのか、などがありました。各学校では、子どもたちの様子を観察するとと

もに、新型コロナウイルス感染症に対する不安等を話し合う学級ミーティングや個別面談などを実施して心のケアに努めておりますが、今後さらに、スクールカウンセラーと連携し、心に寄り添った対応をしていくよう依頼しているところです。

3点目です。県南中体連の大会が新型コロナウイルス感染症のため中止となりました。今まで友だちと多くの時間を共有し、目標目指して一緒になって頑張ってきた3年生にとって、とても辛いことです。また、大会がないことで部活動を終える区切りがなく、受験に切り替えられない状況でもあります。そこで、東西しらかわ中学校長会が各校長先生方と協議し、交流試合を計画しております。柔道や剣道などどうしても実施できない種目もありますが、可能な限り感染症予防を行い、多くの種目で実施する予定です。

4点目です。6月24日に6月議会が閉会しましたが、白河第二中学校建設事業請負契約並びに補正予算案がすべて可決されました。白河第二中学校建設につきましては、6月22日に学校近辺の自治会の会長や班長、及びPTA役員の方に実施設計や今後の工事の日程等について説明しました。請負業者が決まりましたので、今後、工事の安全確保について地域住民への説明会を実施してまいります。また、タブレット端末の購入についても予算が通りましたので、事業を進めてまいります。

5点目ですが、7月2日より各小中学校の学校訪問を行ってまいります。子どもの授業の様子を参観するとともに、校長と学校経営について懇談します。新型コロナウイルスへの対応もあり難しい経営が求められておりますが、こういうときだからこそ、教職員が一丸となって子どもたちの力をさらに伸ばせるよう、リーダーシップを発揮することを依頼してまいります。以上です。

日程第5 議事

○教育長

次に日程第5、議事に入ります。はじめに、追加議案といたしまして、議案第41号「白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則」を提案し、議案といたします。

それでは、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

議案書の1ページをご覧ください。議案第33号「専決処分の承認を求めることについて」です。白河市教育委員会教育長専決規程第3条の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同規程第4条の規定により報告し、承認を求めるものです。裏面をご覧ください。承認を求める内容は、専決第4号白河第二中学校建設事業建築工事請負契約であり、内容についてご説明いたします。本工事は5月29日に入札が実施され、契約金額が30億6千350万円であり、1億5千万円を超える工事費の場合は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を得る必要があります。このため、6月議会で議決を得て、翌日6月25日に本契約を締結しております。工期は、議会の議決を得た日の翌日6月25日から令和5年12月28日までの工期となります。契約の方法は制限付一般競争入札です。契約の相手方は、白河市土武塚11番地2、藤田・松本特定建設工事共同企

業体です。専決の日付は、令和2年6月24日です。なお、3月定例会の際に建設工事の概要については説明させていただいておりますので、今回は省略いたします。以上、よろしくご審議お願いいたします。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

契約の方法ですが、議案第33号は制限付一般競争入札で、以降の議案には指名競争入札とありますが、内容がどう違うのか、また、何社が入札に参加したのか教えてください。それから、この定例会の議案になるということは、市長部局ではなく教育委員会が代表になるということなのか、併せて説明をお願いします。

○教育総務課長

1点目ですが、指名競争入札は白河市の登録業者の中から基準を満たす方を指名させていただき、入札の通知をします。指名された方が集まり、金額を入れるのが指名競争入札です。一方、制限付一般競争入札ですが、指名競争ですと金額のみの比較となり、例えばかなり安い金額ですと工事の品質が保てないという問題もあるため、金額が大きいときには一定の条件をつけて入札を実施します。今回の場合ですと、今までの工事の施工状況について、抱えている技師の状況等を点数化し、総合的に競わせました。

2点目ですが、契約の相手方が藤田・松本特定建設工事共同企業体となっており、今回は何社かで共同体をつかって工事を行うことを条件としました。そのため、県南・兼子・佐久間特定建設工事共同企業体、今回落札しました藤田・松本特定建設工事共同企業体、三金・鈴木特定建設工事共同企業体で入札が行われました。その他の契約の入札参加状況については、個々の議案の際に説明いたします。3点目ですが、法律の中で、財産の取得については市長部局が行うことになっておりますので、契約の主体は市長部局となっております。それに関する事務で、例えば今回のように議案を提出するのは教育委員会事務局が担当となっております。以上です。

○教育次長

ただいまの説明を補足いたします。例えば、白河市内の業者と制限します。業者にも出来る事業でランクがありまして、例えばAランクと制限をし、共同体をつくと制限します。そうしますと、ほとんど対象の業者は決まってきます。実際にこの入札では該当する企業が7社しかなく、7社で共同体をつくとすると3つしか出来ません。このような方法で行うのが制限付一般競争入札です。また、後半で説明していた内容ですが、今回総合評価方式を取っておりまして、入札した金額を点数化したものと、それ以外の企業の公共性、能力、施行実績等を点数化したものを足した数字で決めました。実際に、この金額よりも低い金額を提示したところもあったのですが、点数が高かった藤田・松本特定建設工事共同企業体に決まったという経緯があります。

○金子委員

大きな工事の場合、どのような制限を設けるか白河市の方で決めて、公表するということになるのでしょうか。

○教育次長

そのとおりです。今回のような大きい事業は出来る業者が決まってしまうので、その業者の中で競ってもらおうということです。

○教育長

他にございますか。それでは、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第33号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

よって本案は原案のとおり承認されました。次に、議案第34号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

議案第34号専決処分の承認を求めることについてです。白河市教育委員会教育長専決規程第3条の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同規程第4条の規定により報告し、承認を求めるものです。裏面をご覧ください。承認を求める内容は、専決第5号白河第二中学校建設事業電気設備工事請負契約であり、内容についてご説明いたします。本工事は5月29日に入札が実施され、契約金額が3億6千410万円であり1億5千万円を超える工事であるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を得る必要があります。このため、6月議会で議決を得て、6月25日に本契約を締結しております。工期は議会の議決を得た日の翌日、令和2年6月25日から令和5年12月28日まで、契約金額は3億6千410万円、契約の方法は指名競争入札で実施しました。契約の相手方は、白河市昭和町252番地、株式会社白河電設です。6月24日が専決の日となります。入札に参加したのは、4社です。以上です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。それでは、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第34号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

5ページをご覧ください。議案第35号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。白河市教育委員会教育長専決規程第3条の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同規程第4条の規定により報告し、承認を求めます。裏面をご覧ください。承認を求める内容は、専決第6号白河第二中学校建設事業暖冷房衛生設備工事請負契約であり、内容についてご説明します。本工事は5月29日に入札が実施され、契約金額が3億3千330万円であり、1億5千万円を超える工事費であることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を得る必要があります。このため、6月議会で議決を得て、6月25日に本契約を締結しております。工期は議会の議決を得た日の翌日、令和2年6月25日から令和5年12月28日まで、契約金額は3億3千330万円、契約の方法は指名競争入札です。契約の相手方は白河市新白河一丁目251番地、山田設備工業株式会社で、専決の日付は令和2年6月24日です。こちらも4社で入札が行われております。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。では、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第35号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「白河市障害児就学指導審議会委員の任命について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

それでは、議案第36号白河市障害児就学指導審議会委員の任命について、ご説明いたします。白河市障害児就学指導審議会条例第3条第2項並びに第4条の規定により、次の

とおりに任命するものです。名簿に名前のある方々に委員をお願いしたいと考えております。備考の欄に新任と書かれている方々が、今年度よりお願いしたいと考えている方々です。任期は令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間です。この審議会は、学校からの審議依頼、説明に基づいて、児童生徒の障がいの状態、教育上必要な支援の内容、保護者の意見等を基に、専門家による総合的な判断により、その児童生徒が特別支援学校で学ぶことがふさわしいか、あるいは特別支援学級、通級指導学級または通常学級がふさわしいかを審議していただくものです。以上、お諮りいたします。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○瀧澤委員

例えば、この審議会で審議いただき、特別支援学級がふさわしいとなった場合には、各学校に特別支援学級があるのでしょうか。ない場合には、新しく学級をつくるということによろしいのでしょうか。

○学校教育課長

審議会の結果を受けて、教育委員会として学校に特別支援学級がない場合には、新しくつくってほしいという要望を県に出します。ですが、県の方でも基準があり、人数が足りずに実現しないことも過去にはありました。ただ、教育委員会としては、子どもの学びにとって必要だということを繰り返し要望し、特別支援学級をつくっていただきたいと申し述べているところではあります。

○教育長

県の基準ですと、新しく学級をつくるときには1学級4名という基準があります。3名や2名でもつくれた年もありましたが、昨年からまた厳しくなりました。というのも、特別支援学級の数が増え、その分教員も増やさなければならなくなりましたためです。しかし、合理的な配慮を考えれば、当然2名であってもつくらなければなりませんし、難しい問題です。この点については、県とよく話をしながら進めているところです。

○瀧澤委員

もう1点よろしいでしょうか。特別支援教育の必要な子どもが増えたという話も聞くのですが、データの傾向にはそのような傾向はあるのでしょうか。

○学校教育課長

本日持ち合わせているのは審議件数の資料ですが、平成28年度は85件、平成29年度は86件、平成30年度は100件、令和元年度は102件となっており、全体の児童生徒数は減少しておりますが、審議件数は増加の傾向にあります。

○教育長

発達障害の認知度が高まってきていますし、保護者も審議会にかけるとのことへ理解があり、かけやすくなったということもあります。ADHDなど昔はなかった診断名が今はずいぶん増えようになり、私が教育に携わっていた経験からも、人数が増えているという感じはします。

○教育長

他にございますか。よろしいでしょうか。これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第36号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「白河市いじめ対策連携協力会議委員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

8ページをご覧ください。議案第37号白河市いじめ対策連携協力会議委員の委嘱についてでございます。併せていじめ防止対策推進法に定める組織別添1と書かれた資料をご覧ください。国の法律で、「いじめ防止対策推進法」というものがございまして。この法律に基づき、白河市としても「白河市子どものいじめ防止条例を」制定しております。それに基づきいじめ問題対策連絡協議会にあたるものを設置しております。裏面をご覧ください。組織の設置イメージとありまして、地方公共団体とある右側大きな字で書かれているのが法律の言い方です。その下に白河市いじめ対策連携協力会議とありまして、条例第14条に基づき、白河市教育委員会の附属機関として設置しているものです。「白河市いじめ対策連携協力会議規則」には、連携協力会議の委員は、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察その他の関係者のうちから、教育長が委嘱するとあります。これに基づき、名簿にある皆さまを委嘱するものです。名簿の一番上が会津大学教授の荻間澤勇人先生ですが、Q-U テストのアドバイザーなどもお願いしており、こちらの委員もお願いしたいと考えております。県中児童相談所からは樋口さん、人権擁護員の佐藤さん、白河警察署からは村山生活安全課長、スクールカウンセラーの小野さん、子ども見守り隊の代表として関辺小から根本さんをお願いしたいと思っております。その後は、各学校の生徒指導主事となっております。そして、最後ですが、教育委員会から稲川主幹が委員として入ります。任期は令和2年7月1日から令和3年6月30日までの1年間です。以上、お諮りしたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

これは年1回の開催で、後は必要に応じて開催するという形だったでしょうか。

○学校教育課長

通常は年に1回の開催です。後は必要に応じた回数ということで予定しております。

○金子委員

昨年度開催された際の様子を教えてください。

○学校教育課長

昨年度は、白河市のいじめ、生徒指導の実態について担当より説明をし、実態をご理解いただきました。それから、中学校区を基本にグループをつくって情報交換などをする時間を設けました。そして、研修として、白河第三小学校の研修主任に Q-U テストをいじめ防止に活かす方法について実践発表をしてもらい、それを各学校に持ち帰って活用してもらうという時間を設定しました。最後に、関係機関の皆さま方からお話をいただくという流れで昨年度は実施したところです。

○金子委員

大勢の方が集まるせっかくの機会ですので、実際の学校現場で活かせるような中身の濃い協議内容や研修内容にしてほしいと昨年思った記憶がありましたので、質問いたしました。ありがとうございました。

○教育長

他にございますか。これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第37号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「市民プールの休業日の変更について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

議案第38号市民プールの休業日の変更について説明いたします。白河市運動公園条例第4条の規定により、運動公園内の市民プールの休業日を変更するものです。理由としては、総合運動公園、大信総合運動公園及び東風の台運動公園内の市民プールは、小中学校の夏季休業期間以外の利用者が少ないため、例年、小中学校の夏季休業期間日にプールを開放しております。ですので、今年度につきましても小中学校の夏季休業期間である8月1日から8月18日までとするものです。変更月日につきましては、1月1日から7

月31日まで及び8月19日から12月31日までの日といたします。参考に白河市運動公園条例の抜粋を載せております。ご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

議案の内容ではないのですが、小中学校のプールは清掃などをして利用はできる状態になっているのでしょうか。

○学校教育課長

清掃が終わり、プール開きもほとんどの学校で終わりました。密を避けるような配慮をしながら、既に何学年かは利用している状況です。

○金子委員

先ほどの教育長のご報告の学校再開後の子どもや保護者の感じる不安の1つに、運動不足が挙げられていました。水に親しむ機会もこれから少なくなってしまうのではないかと思います。そういった機会が少なくなったことにより、水に溺れて亡くなってしまうという最悪の事態も考えられますので、普段から水に親しむ時間があると良いと思い質問いたしました。

○教育長

他にございますか。それでは、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第38号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「白河市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○中央公民館長

それでは、資料11ページをご覧ください。議案第39号白河市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。白河市公民館運営審議会委員の任期が今月末をもって満了することから、新たに委員を委嘱しようとするものです。組織は、白河市公民館条例第15条第2項の規定により、学校教育の関係者から選任される第1号委員が2名、社会教育の関係者から選任される第2号委員が3名、家庭教育の向上に資する活動を行う方から選任される第3号委員が1名、学識経験者から選任される第4号委員が4名の計10名とし、これらの委員は西白河小中学校長連絡協議会、白河市PTA連絡協議会、白河商工会

議所、市内4つの公民館等各推薦団体からの推薦によるものです。なお、任期は条例第16条の規定により2年間であり、期間は令和2年7月1日から令和4年6月30日までとし、委嘱状の交付は7月に開催する第1回運営審議会において行う予定となっております。以上よろしくお願いたします。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。これより採決いたします。議案第39号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「白河市図書館協議会委員の任命について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○図書館長

議案第40号白河市図書館協議会委員の任命についてです。こちらは白河市図書館協議会条例第2条及び第3条の規定により次のとおり任命するものです。上から5名の方は継続で、矢内さんのみが新任となります。図書館協議会は、図書館法第14条、第15条により、図書館運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関です。任期は令和2年7月1日から令和4年6月30日までです。どうぞよろしくお願いたします。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

お一人が変わった理由は何なのでしょう。

○図書館長

会社が大変忙しく、参加が難しいということで辞退されました。

○教育長

他にございますか。それでは、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたしま

す。議案第40号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号「白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

それでは、追加議案書の1ページをご覧ください。議案第41号白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について、説明いたします。白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を次のように改正するものです。第14条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加えます。2ページの新旧対照表をご覧ください。左側が改正後、右側が改正前です。第14条の「学校の休業日は、法令に定めるものを除き、次のとおりとする。」の後に「ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。」とただし書きを加えたいと思います。これにつきましては第4項をご覧くださいなのですが、今年度の夏季休業については、先ほど教育長からも報告があったように、8月1日から8月18日までとなります。そのように短縮するにあたりまして、第4項の「校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項各号に定める休業日に授業を行うことができる。」に基づき、8日間授業を行う予定でございました。ですが、今後コロナウイルス感染症の第2波、第3波が予想されます。そういった場合に、冬季休業等も場合によっては期間を変更しなければならないことがあるかと思われまます。そこで、今回、ただし書きを入れることで、規則に基づいた変更ができるようにするものであります。令和2年7月1日から施行するというご提案させていただきたいと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○教育長

今ほどの説明に補足しますと、第4項で校長は必要があると認められる時、例えばある学校でインフルエンザが長期間流行ってしまった場合、冬季休業を短くすることもできます。この考えで今回の夏季休業も対応しようと考えていましたが、事務的な手続きを考え、教育委員会にかけるといふ形にしたいと思ひております。今後何か起こった際にも教育委員会の中で話し合い、決めることができれば良いと思ひ、今回提案させていただきました。

○金子委員

このただし書きは、市内の小中学校全てに及ぶ時は便利だと思ひます。個々の学校の事情で休業日に授業を行う場合は、教育委員会に校長が申請をするのでしょうか。

○教育長

はい。届出を行います。

○金子委員

わかりました。

○教育長

よろしいですか。これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第41号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 各課所報告

○教育長

次に日程第6、各課所報告に入ります。各課所の取り組みや課題など、説明が必要だとと思われる事案についてご報告いただきますが、報告事項のうち「令和3年度使用教科用図書の採択について」は、令和2年3月27日付け、文部科学省「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知に基づき、非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、「令和3年度使用教科用図書の採択について」は、非公開とし、後ほど審議することといたします。

それでは、教育総務課より補足事項を報告願います。

(教育総務課長より報告)

○教育長

続きまして、各課所の報告事項について、説明をお願いいたします。

(教育次長、各課所長より下記案件について報告)

No.	所 属 名	件 名
1	教育委員会事務局	令和2年度白河市議会6月定例会提案教育委員会関係補正予算について
2	学校教育課	新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について
3	健康給食推進室	白河市多子世帯給食費負担軽減助成金交付要綱について

○教育長

これより一般質問に入ります。ただいまの各課所報告並びに本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○瀧澤委員

健康給食推進室の要綱についてですが、第2条に多子世帯について子どもが3人以上とありますが、白河市ですと3人以上いる世帯はどのくらいあるのでしょうか。

○健康給食推進室長

昨年度の実績ですが、対象となった世帯は320世帯ほどになります。

○瀧澤委員

白河市の子どもがいる世帯はどのくらいなのでしょう。こういった形で援助していただくのは良いことだと思うのですが、少子化が進んでいるのであれば、2人ではいけないのかと思ったものですから、どのくらいの割合になるのか気になりました。

○健康給食推進室長

次回定例会までにお調べします。

○教育長

他にございますか。

○沼田委員

いくつか質問させていただきます。まず、多子世帯軽減事業についてですが、昨年度までは多子世帯は納付義務なしとしていたが、就学援助該当世帯は一度納付していたということですね。

○健康給食推進室長

はい。

○沼田委員

就学援助と同じ事務処理としたということですが、逆に就学援助の方を納付義務なしとすることはできなかったのでしょうか。

○健康給食推進室長

就学援助は学校教育課で事務を行っておりますが、そこまでの協議をしていませんでした。就学援助の事務処理を変えるのは難しいということで、多子世帯軽減事業の方を変更することにしました。

○沼田委員

一度納付してもらおうということは、一度そのお金を準備しなければならず、大変なのではないかと思いました。ですので、逆が出来るのであれば、そちらの方が負担も少ないのではないかと考えた次第です。そういったことも出来るのであれば、お願いしたいと思います。

○健康給食推進室長

今後、研究してまいりたいと思います。

○沼田委員

お願いします。次に、各課所行事報告・行事予定の11ページにある読み聞かせ教室について伺います。信夫第一小学校では読みきかせ教室を行ったようですが、他の学校では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期となっています。実施するかしないかは、学校長に委ねられているのでしょうか。

○図書館長

大信の図書館長が各学校と調整し、部屋が密になってしまうかどうかどうかも併せて伺い、決めていると聞いております。信夫第一小学校は比較的広いスペースがあり、受け入れが可能であるということでした。学校の建屋の規模と児童数によって判断しているところです。

○沼田委員

併せて、公民館事業の方を見るとほぼ全てが中止の状況となっております。読み聞かせもそうですが、何か工夫をすればこういった事業をできないのかと考えたりするのですが、その点はいかがですか。

○図書館長

工夫としましては、例えば、図書館の事業にブックスタートがありますが、普段は読み聞かせをしてから本をお渡ししているのですが、時間を短縮して実施しています。広い場所でおはなし会をするというのも1つなのですが、ある程度密な部分がおはなし会には必要だと考えています。広い場所でマイクを使ってというのはあまりふさわしくなく、顔の

表情というもおはなし会の大事な要素の1つだと考えておりますので、なかなか決定打が見出せておりません。今後研究が必要だと思っております。

○中央公民館長

中央公民館では、教室を受講される方が高齢の方が多く、新型コロナウイルス感染症については、高齢者が重篤になる可能性が高いということもあり、教室については7月まで前面中止と当初はさせていただいていました。ですが、緊急事態宣言の解除を受けまして、前倒しをして7月から開催できる教室につきましては、3密を回避する、換気をする、手指の消毒、机の間隔をあけてソーシャルディスタンスを保つという対策を行った上で順次開催することとなっております。

○沼田委員

ありがとうございます。楽しみにしている方もいらっしゃると思いますし、社会全体が既に新型コロナウイルス感染防止のために中止するという方向性ではないので、先ほどのおはなし会の「顔を見て」というのももちろん大切だと思いますが、実施することで子どもたちに与える影響というのもあると思います。感染防止の対策をしてできるものは実施できれば良いと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長

ありがとうございます。そのとおりだと思います。他にございますか。

○北條委員

学校再開後の教育活動のあり方に関する指針の2（2）についてお聞きします。教室やトイレ等の多くの児童生徒等が手を触れる箇所、ドアノブ、手すり、スイッチ等は、1日1回以上定期的に消毒液を使用して清掃を行うということですが、これは先生が行うのでしょうか。子どもさんたちが行うのでしょうか。また、どのくらいの頻度で行うのか、消毒の仕方について教えてください。

○学校教育課長

これは子どもが行うことはなく、教員が行います。1日1回以上ということをお願いしています。よく触るような場所は養護教諭を中心に実施しています。現在はそのような状況です。

○北條委員

先生方のご負担がまた増えますね。

○学校教育課長

それに関しまして、本日新聞報道でも発表になりましたが、県でスクール・サポート・スタッフとしてこういった消毒の作業等を行う人員を各学校に1名ずつ配置できるよう予算化をしているところです。現在のところ、白河第二小学校、白河第三小学校、みさか小

学校の3校にはスクール・サポート・スタッフの配置があります。これを拡大して、全部の小中学校に1名ずつ配置できるようになるということです。これから募集が開始されます。これが実現されれば消毒の作業等、先生方にかかっていた負担も少し軽減できるのではないかと考えています。以上です。

○北條委員

ありがとうございます。もう1点よろしいでしょうか。図書館長にお伺いしたいのですが、新型コロナウイルス感染症の関係でカミュの「ペスト」が売れており、なかなか手に入らないとのことですが、この新型コロナウイルス感染症の影響で、特に読まれるようになった本はございますでしょうか。

○図書館長

確かに、普段はほとんど動きがなかったのですが、ここに来て「ペスト」は予約が入っております。そのような少しSFのような雰囲気の本で、ポルトガル作家の本も動きができています。やはり読者の皆さまは様々なところから情報を得て、図書館で本を探されているようです。先日は、アマビエのデザインについて教えてほしいという方がいらして、一生懸命調べてお答えしました。

○北條委員

ありがとうございました。

○教育長

他にございますか。

○瀧澤委員

「学校再開後の教育活動のあり方に関する指針」についてですが、これから夏場にかけて暑くなってきたときに、登下校の際はケースバイケースでマスクを着用するとこちらにも書かれていますが、夏休みも短くなっているため、授業中も常時マスクを着用しているというのはどうなのかと思いました。私もこうして話していても、マスクをして話すのはけっこう辛いので、学校の中でもケースバイケースでマスクを外して良いのか、徹底してマスクを着用させるのか、その辺りはどうお考えなのでしょう。

○学校教育課長

本日まさに校長先生方から同様の質問がありました。登下校の際はおっしゃるとおりですが、学校の中でも熱中症対策も必要ですので、例えばグループで話し合いをするようなとき、対面になる活動のときにはマスクを着用するというケースバイケースということを指導していきます。ですが、特に小学生はケースバイケースが難しいということがあります。そして、マスクを外すことが不安な子どももいるという話もありました。今後は、学校でも気温や学習形態に応じてマスクを外す、体育ではマスクをしなくても良いことになっておりますので、そういったときにはマスクをしない、と状況に応じた指導をしていく

ことを本日協議したところです。それから、だんだんと子どもたちが自分で考えてつけたり外したりできるようにしていきたいと思っております。以上です。

○瀧澤委員

もう1点よろしいでしょうか。現在は、携帯電話の学校への持ち込みを原則禁止しているということですが、個人的にはこれからの時代、これに関しては徐々に変わっていくのではないかと感じています。学校側としては、今後も徹底して携帯電話等は学校に持ち込まないとするのかどうか、考えを伺いたいと思います。

○学校教育課長

現在のところは持ち込まないということが大原則で、家庭の事情によって必要な子どもについては学校に申し出るようにしています。文部科学省の容認を受けて、どのようにするのが良いのか今後相談していきたいと思います。また、PTAの方でも大原則として持ち込まないということで継続してきておりますので、PTA、保護者との連携も大事になってくると考えています。以上です。

○瀧澤委員

中学生で携帯を所持している子どもがどのくらいいるのかわかりませんが、高校生になると親御さんも携帯を与える方がほとんどだと思います。私の子どもたちの頃は、携帯電話は学校に持ち込まないということで、みつかれば指導ということもあったようですが、これからの時代はどうかと思い質問いたしました。

○教育長

今のお話は、これから議論していかなければならない問題です。管理の仕方が問題となりますが、登下校の安全を考えれば有効ですし、緊急時に親子で連絡を取りやすくなると思います。メリット、デメリットがありますので、保護者、PTAを巻き込んで議論していく必要があると思っています。

○教育長

他にございますか。よろしいですか。それでは、これにて一般質問を終了いたします。

日程第7 その他

○教育長

次に日程第7、その他に入ります。各課所の取り組みや課題などについてご意見・ご質問等がありましたらこの場で取り上げたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○沼田委員

最近、学校から送られるメールで、変質者に関するものがとても多いことに驚いています。保護者もやはり変質者についてとても心配されているので、学校で防犯教室を開催し

ているとは思いますが、もう少し何か強化できる点があれば良いのではないかと思います、ご質問いたします。

○学校教育課長

おっしゃるとおりです。情報は出来るだけ出すようにしています。特に事案が発生した近くの学校には文書でお知らせするだけではなく、担当から具体的な情報をお伝えして、特に注意をするようお願いをしているところです。学校では一般的な指導になりがちですが、なお強化してマンネリ化しないように確認、お願いしていきたいと思います。実際にここ最近増えていますので、警察と連携しながら進めていきたいと思います。

○沼田委員

お願いいたします。

○教育長

本当に最近多く危険ですので、特に夏休み前の7月は子ども見守り隊の方とも連携していきたいと思います。

○沼田委員

学校によってはペアになって帰るようにと指導されているところもあるようですので、各学校で工夫されている点を共有できれば良いのではないかと思います。

それからもう1点よろしいでしょうか。通常春先に行われている学力テストですが、新型コロナウイルス感染症による休校で今年はまだ実施されていないと思うのですが、その件について教えてください。

○学校教育課長

全国学力・学習状況調査がまず1つありますが、こちらは今年度は中止となります。それからもう1つ、県の学力調査も昨年度は4月に行いましたが、こちらも中止です。あとは、市として2学期末から3学期に学力調査を行う予定ですが、こちらは実施できるのではないかと現在のところは考えています。全国学力・学習状況調査は既に問題が出来上がっていて、7月中旬頃に各学校に送付されます。その問題を活用し、子どもたちの学力向上に活かしたいと思っております。以上です。

○沼田委員

ありがとうございます。

○教育長

よろしいですか。それでは、残りの報告事項に入りたいと思いますので、これより非公開といたします。

(非公開)

○教育長

それでは全ての日程が終了しましたので、以上で、白河市教育委員会 6 月定例会を閉会いたします。

【午後 4 時 33 分閉会】

以上の記録が正確なことを認め、ここに署名する。

令和2年7月22日

教 育 長

1 番 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員